

令和5年度

西いぶり広域連合
監査結果報告書

定期監査

公の施設の指定管理者監査

西いぶり広域連合監査委員

目 次

西監報第11号

定期監査の結果に関する報告の提出について	1
第1. 監 査 期 間	2
第2. 監査執行箇所及び書類審査年月日	2
第3. 監 査 執 行 者	2
第4. 監 査 の 範 囲	2
第5. 監 査 の 方 法	2
第6. 監 査 の 結 果	2

西監報第12号

公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告の提出について	5
第1. 監 査 期 間	6
第2. 監査執行団体、管理施設名、所管部課及び書類審査年月日	6
第3. 監 査 執 行 者	6
第4. 監 査 の 範 囲	6
第5. 監 査 の 方 法	6
第6. 監 査 の 結 果	6
1. 西いぶり広域連合リサイクルプラザ・げんき館ペトトル指定管理者 共同事業体	7

定 期 監 查

西 監 報 第 1 1 号
令和 6 年 2 月 2 0 日

西いぶり広域連合長 青 山 剛 様

西いぶり広域連合
議 会 議 長 早 川 昇 三 様

西いぶり広域連合
選挙管理委員会委員長 近 江 毅 様

西いぶり広域連合
監査委員 杉 本 久佐男

監査委員 五十嵐 篤 雄

令和 5 年度定期監査の結果に関する報告の
提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に
基づき、定期監査を執行したので、同条第 9 項の規定により、
その結果を次のとおり提出します。

第 1. 監査期間

令和 5 年 1 0 月 2 6 日から令和 6 年 1 月 2 6 日まで

第 2. 監査執行箇所及び書類審査年月日

執 行 箇 所	書類審査年月日
総務課	令和 5 年 12 月 11 日、12 日
共同電算室	
会計課	令和 5 年 12 月 27 日
議会事務局議事課	
選挙管理委員会事務局	

第 3. 監 査 執 行 者

監査委員 杉 本 久佐男

監査委員 五十嵐 篤 雄

第 4. 監 査 の 範 囲

令和 5 年度における財務に関する事務の執行及びこれらに関連する事務

第 5. 監 査 の 方 法

監査対象部局から提出された資料をもとに、当該部局の事務が関係法令等及び予算に基づき適正に執行されているかを主眼として、関係職員からの説明聴取を行うとともに、関係書類の抽出による検査、実地調査により監査を実施した。

第 6. 監 査 の 結 果

全体を通じて適正に処理されていると認められた。

今後とも、管理職及び担当職員は、常に法令、条例、規則等を掌握し、法令遵守のもとチェック体制の強化等を図り内部統制を確立させるとともに、広域行政需要に対応した効率的な行財政運営の推進に向け一層の努力を望むものである。

以下、監査結果の概要は、次のとおりである。

1. 収入事務について

主として、関係市町負担金、行政財産目的外使用料、ごみ処分手数料、土地建物貸付収入、資源回収物売払収入及びごみ処理費雑入の収入事務について監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

2. 支出事務について

主として、報酬・職員手当等の支給事務、時間外勤務手当・休日勤務手当・旅費の支出事務、物品の購入事務、修繕料・手数料・業務委託・賃借の契約事務及び公の施設の指定管理に係る契約事務について監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

次に、共同電算室の時間外勤務手当・休日勤務手当について、令和5年2月に不正受給が判明したことから、再発防止策等について確認を行った。

今後、時間外勤務手当・休日勤務手当のチェック体制を徹底し、同様の事態が生じないように万全を期されたい。

3. 財産管理事務について

行政財産の目的外使用許可の状況、普通財産の貸付状況、備品の管理状況、被服貸与事務、公用車の運行管理事務及び公印の管理状況について監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

4. その他の事務について

収受発送件名簿及び勤務動態簿に係る事務について監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

公の施設の指定管理者監査

西 監 報 第 1 2 号
令和 6 年 2 月 2 0 日

西いぶり広域連合長 青 山 剛 様

西いぶり広域連合
議 会 議 長 早 川 昇 三 様

西いぶり広域連合

監査委員 杉 本 久佐男

監査委員 五十嵐 篤 雄

令和 5 年度公の施設の指定管理者監査の結果に
関する報告の提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の
指定管理者監査を執行したので、同条第 9 項の規定により、
その結果を次のとおり提出します。

第1. 監査期間

令和5年10月26日から令和6年1月26日まで

第2. 監査執行団体、管理施設名、所管部課及び書類審査年月日

執行団体	管理施設名	所管部課	書類審査年月日
西いぶり広域連合リサイクルプラザ・げんき館ペトトル指定管理者共同事業体	1. 西いぶり広域連合リサイクルプラザ 2. 西いぶり広域連合げんき館ペトトル	事務局 総務課	令和5年12月13日

第3. 監査執行者

監査委員 杉 本 久佐男

監査委員 五十嵐 篤 雄

第4. 監査の範囲

令和4年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行

第5. 監査の方法

監査対象団体及び所管部課から提出された資料に基づき、公の施設の管理業務が適正に執行されているかを主眼として、関係職員からの説明聴取を行うとともに、関係諸帳簿及び書類の抽出による検査、実地調査により監査を実施した。

また、監査対象団体に対する所管部課からの指導監督が適正に行われているかについて監査を実施した。

第6. 監査の結果

監査結果の概要は、次のとおりである。

引き続き、所管部課においては、団体に対して、指定管理者基本協定書等に基づき、適正な事務手続が行われるよう指導されたい。

1. 西いぶり広域連合リサイクルプラザ・げんき館ペトトル指定管理者共同事業体

広域連合は、西いぶり広域連合リサイクルプラザ及び西いぶり広域連合げんき館ペトトルの管理運営をこの団体に行わせており、その管理費用として、7,707万6,000円を支出している。

同施設のうち西いぶり広域連合げんき館ペトトルは利用料金制度を採用しており、利用料金収入は415万6,300円となっている。

今回、基本協定書、年度協定書、事業報告書、利用料金等に関する承認文書、委託業務再委託承諾書、決算書、総勘定元帳、現金出納簿、預金通帳及び支出証拠書類等の検査を中心として監査を行った結果、次のとおり留意すべき事項が見受けられた。

(1) 管理費用に係る経理について

出納関係書類について監査したところ、前回の監査で指摘したにもかかわらず、単独の会計処理が行われておらず、また、出納関係書類の一部が提出されなかったことから、管理費用の適正な執行について十分確認することができなかった。

今後、経理事務に当たっては、協定書等に基づき、単独の会計処理を行うとともに、出納関係書類を適正に作成されたい。

令和4年度利用状況

1. 西いぶり広域連合リサイクルプラザ

(1) 利用者数

(単位：人)

区 分	利用者数
利用者数	2,306

(2) 資源ごみ処理

(単位：トン)

区 分	処理量
アルミ・スチール缶	340.22
ビン類	782.97
ペットボトル	421.40

2. 西いぶり広域連合げんき館ペトトル

(単位：人、円)

区 分	利用者数	利用料金収入
温水プール	10,777	3,066,640
個人利用	5,360	1,608,190
専用利用	5,417	1,458,450
体育館	9,505	1,042,640
個人利用	7,366	781,880
専用利用	2,139	260,760
温水プール・体育館共通	119	44,370
個人利用	119	44,370
多目的室（和室）	25	2,650
個人利用	25	2,650
合 計	20,426	4,156,300

